

厚生食基発 0328 第 4 号  
厚生食監発 0328 第 4 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
（ 公 印 省 略 ）

「器具・容器包装製造者における製造管理のための手引き」について

食品用器具・容器包装の製造管理に関する事項（食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 66 条の 5 関係）の運用については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年 11 月 7 日通知」という。）により通知しており、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の一部改正について」（令和 6 年 3 月 28 日付け厚生発第 0328 第 21 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）により改正したところです。

今般、令和元年 11 月 7 日通知別添の第 1 の 5 のロ(2)の i において別途通知するとしていた、施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号における取組において参考としていただきたい内容として、令和 6 年 3 月 12 日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会で議論し、「器具・容器包装製造者における製造管理のための手引き」をとりまとめ、別紙の通りお示ししますので御了知いただくとともに、貴管内関係者への周知方よろしく申し上げます。

参考：令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38147.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38147.html))